

「長野県内の建築物等における県産材利用方針」の見直し案及び関連条例等の一部改正案への
意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間 令和7年12月12日（金）～令和8年1月13日（火）

2 提出件数 1件（1名）

No	お寄せいただいたご意見（要旨）	県の考え方
1	県産の木材を使用することにより、価格高騰の影響を受ける場合は、県として助成金などのご配慮をお願いしたい。	昨年3月に公布・施行された県産材利用促進条例では、事業者の皆様は条例の基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めることとされており、今回の条例改正も踏まえて、社会福祉施設等においても県産の木材の利用に努めていただきたいと考えています。なお、県では森林税を活用して、多くの県民に利用される施設の木造・木質化を支援する事業を実施していますので、引き続き、こうした事業等により木造・木質化の取組を支援してまいります。